

○地方独立行政法人岡山市立総合医療センター役員報酬等規程

平成26年 4月 1日
改正 平成26年12月 1日
平成27年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については給料、地域手当、通勤手当及び業績手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける常勤の職員が役員を兼ねる場合は、役員としての報酬は支給しない。

(支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程に規定する支給日の例による。ただし、第10条に規定する日額の報酬を支給する日は、その勤務のあった日とする。

2 特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

(給料月額)

第4条 常勤の役員の給料月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額851,300円
- (2) 副理事長 月額723,600円
- (3) 理事 月額596,900円以内で理事長が定める額

(地域手当)

第5条 地域手当は、常勤の役員に対し支給する。

2 地域手当の月額は、給料月額に100分の3(医師の場合は100分の15)を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、常勤の役員に対し支給する。

2 前項の通勤手当の額及びその支給方法は、職員給与規程に規定する通勤手当及び支給方法の例による。

(業績手当)

第7条 業績手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する常勤の役員に支給する。基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した者(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

2 業績手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在)において常勤の役員が受けるべき業績手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の197.5を、12月に支給する場合においては100分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて

得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

- 3 前項の業績手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算して得た額とする。
- 4 業績手当の額を定めるにあたっては、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会が行う業績評価の結果及び常勤の役員としての業務に対する貢献度(以下「業績評価の結果等」という。)を総合的に勘案するものとし、前項の規定による業績手当の額の 100 分の 20 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。
- 5 前項の規定による業績手当の増額又は減額は、業績評価の結果等を受けて、翌年度の業績手当について行うものとする。

(退職手当)

第 8 条 常勤の役員が退職(任期満了又は死亡の場合を含む。)したときは、退職手当を支給する。ただし、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 17 条第 2 項の規定により解任されたとき(同項第 1 号により解任された場合を除く。)は、当該役員に退職手当は支給しない。

- 2 退職手当の支給は、任期ごとに行う。
- 3 退職手当の額は、退職又は死亡した日が属する月におけるその者の給料月額に在職年数を乗じて得た額とする。
- 4 退職手当の額については、法人の業務の実績、その者の業績等を勘案し、前項の規定による額の 100 分の 20 の範囲内で、増額し、又は減額することができる。

(理事長が病院長を兼ねる場合の加算)

第 9 条 理事長が法人の病院長を兼ねて、診療に従事する場合は、管理職手当を支給するものとし、その額は第 4 条第 1 号の給料月額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

- 2 管理職手当の支給を受ける理事長については、第 7 条第 3 項の規定の適用については、同項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算して得た額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に管理職手当の月額を加算して得た額」とし、前条第 3 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額を加算して得た額」とする。

(非常勤役員手当)

第 10 条 非常勤役員手当は、日額 30,000 円とする。

(旅費)

第 11 条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。